

税務ニュース

オーストラリアが第 2 の柱のコンプライアンス
および執行ガイダンスを公表、最初の申告書
の提出期限は 2026 年 6 月 30 日

2025 年 12 月



Shape the future
with confidence

概要

- オーストラリアでは第2の柱ルールが発効しており、2024年1月1日以降に開始した事業年度に遡及適用される。
- オーストラリアにおける第2の柱ルールには、国内ミニマム税(DMT: Domestic Minimum Tax)および所得合算ルール(IIR: Income Inclusion Rule)(いずれも2024年1月1日以降に開始した事業年度に適用)、ならびに軽課税率ルール(UTPR: Undertaxed Profits Rule)(2025年1月1日以降に開始した事業年度に適用)が含まれる。
- オーストラリア税務局(ATO: Australian Taxation Office)が公表したコンプライアンス実務指針(PCG: Practical Compliance Guideline)2025/4は、移行期間中のペナルティに対するATOの移行期コンプライアンスアプローチについて概説するとともに、期待されるコンプライアンスの水準に関する納税者の理解に役立つ内容となっています。
- また、2025年下半期にはATOウェブサイトのガイドラインおよび正式なパブリックガイドラインも相当程度公表されており、これにはオーストラリアの国別報告ルールおよび連結納税ルールとの相互関係に関する説明が含まれる。
- 対象となる多国籍企業(MNE: multinational enterprise)グループは、新たなグローバルおよび国内ミニマム税の下で課されるコンプライアンス義務に備える必要がある。
- EYは独自のEY GloBE Engineを用いて、MNEグループにおけるオーストラリアおよびグローバルの第2の柱申告書の作成、レビュー、提出をサポートしている。
- またEYは、合理的な対策を実証してペナルティのリスクを軽減するための、データの準備、テクノロジーの導入、免除やセーフハーバーの適格性の評価、記録保持要件、および内部の文書化方針の策定をサポートしている。

オーストラリア税務局(ATO: Australian Taxation Office)は 2025 年 11 月 26 日、経済協力開発機構(OECD)による第 2 の柱のグローバル・ミニマム税ソリューションをオーストラリアで導入するにあたってのコンプライアンス実務指針(PCG: Practical Compliance Guideline)2025/4「グローバルおよび国内ミニマム税の申告義務–移行期アプローチ(Global and domestic minimum tax lodgment obligations - Transitional approach)」を公表しました。

前回の草案を経て公表されたこの最終版 PCG は、新たな申告義務に関する執行ガイダンスを提供するとともに、移行期間中のペナルティに対する ATO の移行期コンプライアンスアプローチについて概説しています。また、期待されるコンプライアンスの水準や、ペナルティを軽減するための「合理的な対策(reasonable measures)」を実証する方法に関する納税者の理解に役立つ内容となっています。

また本税務ニュースでは、オーストラリアにおける第 2 の柱の状況に関するいくつかの最新情報を以下のとおりお届けします。

- 第2の柱に関するATOウェブサイトのガイド: 移行期国別報告(CbCR: Country by Country Reporting)セーフハーバーに関する新たなガイドが含まれている。このガイドには、連結財務データを使用して作成された国別報告書(CbCR: Country by Country Reporting)や、連結納税グループ内の取引に対するハイブリッド型裁定ルールの適用などが含まれている。
- オーストラリアの第2の柱申告の免除に関する立法文書(LI: Legislative Instrument)草案 2025/D17: コンサルテーションのために公表済み。
- 法務執行実務指針(PS LA: Practice Statement Law Administration)2005/2: 更新により、第2の柱における記録保持要件、および記録保持を行わなかった場合のペナルティが盛り込まれた。
- 課税ルーリング(TR: Taxation Ruling)2006/11: 更新により、第2の柱の規定、およびルーリング提供の却下が盛り込まれた。
- 課税(多国籍–グローバルおよび国内ミニマム税)改正(2025 Measures No.1)ルール2025: コンサルテーションのために公表済み。
- 課税(多国籍–グローバルおよび国内ミニマム税)(適格GloBE税)規定2025: 連邦法律官報に掲載された。

納税者への影響

OECD の第 2 の柱ルールがオーストラリアで導入されるにあたり、対象となる多国籍企業(MNE: multinational enterprise)グループによる最初の第 2 の柱申告書の提出期限(12 月決算の場合)は 2026 年 6 月 30 日、すなわち 2024 年度の事業年度末の 18 ヶ月後です。MNE グループは、上記のような第 2 の柱の最新動向が自社の組織に及ぼす影響(特定の事業体がオーストラリアにおける第 2 の柱申告書の提出免除に適格かどうかや、移行期 CbCR セーフハーバー(TCSH: Transitional CbCR Safe Harbour)の適用を選択できるかなど)を検討してコンプライアンスのプロセスの合理化やリスクの軽減を実現するために、今すぐ行動を起こさなければなりません。

PCG 2025/4「グローバルおよび国内ミニマム税の申告義務—移行期アプローチ」の公表

ATO が 2025 年 11 月 26 日に公表した最終版 PCG 2025/4 は、適用対象 MNE グループにおいて導入される 4 つの新たな第 2 の柱の申告義務に関するペナルティに対する ATO の移行期アプローチ、および期待される水準について、ならびに移行期間中の無申告ペナルティや表示ペナルティに対する ATO のアプローチについて概説しています。

4 つの新たな申告義務とは、オーストラリア DMT 税務申告書(DMTR: DMT Tax Return)、オーストラリア IIR/UTPR 税務申告書(AIUTR: Australian IIR/UTPR Tax Return)、GloBE 情報申告書(GIR: GloBE Information Return)、および海外で GIR を提出済みの場合の外国申告通知(foreign lodgment notification)です。ATO は DMTR、AIUTR、および外国通知フォームを簡素化のために単一のグローバルおよび国内ミニマム税統合申告書(CGDMTR: Combined Global and Domestic Minimum Tax Return)に統合する計画ですが、GIR は独立したフォームのまま維持されます。

最終版 PCG は PCG 草案(PCG 2025/D3)からほとんど変更されていません。移行期間が適用されるのは、OECD のガイダンスのとおり、2026 年 12 月 31 日以前に開始し 2028 年 6 月 30 日以前に終了する事業年度です。当該期間中に事業体が自社の義務の理解と遵守のために誠実に行動し合理的な対策を講じた場合、ATO はペナルティに対する支援的な移行期コンプライアンスアプローチを採用します。一方、係る対策を講じなかった場合にはペナルティが課される可能性があります。

合理的な対策を実証するために、MNE グループは強力なガバナンスおよびプランニングの枠組み(文書化されたコンプライアンス方針、リソース調達の検討事項を含む導入計画、上級レベルの承認など)を導入すべきです。運用上の準備(プロセスの更新、システムのギャップ分析の実施、コンプライアンスをサポートする役割の調整など)も同様に重要です。ATO と早い段階で関与すること、および堅牢な記録を保持することが、リスクの軽減に役立ちます。

移行期間の終了後は ATO の支援的な移行期アプローチが適用されなくなることから、企業はコンプライアンス義務を果たすため、必要とされる第 2 の柱データの捕捉およびルールの正確な適用の準備を自社のシステムにおいて確実に整えていなければなりません。

第 2 の柱に関する ATO ウェブサイトのガイダンスに含まれている、移行期 CbCR セーフハーバー(TCSH: Transitional CbCR Safe Harbour)に関する新たなウェブページ

2025 年 10 月 22 日、ATO は TCSH に関するウェブサイトのガイダンスを更新しました。更新後のガイダンスでは、MNE グループが GIR において TCSH の適用を具体的に選択しなければならないことの確認を含め、TCSH の適格規準に関するより詳細な背景が提供されています。また、TCSH にアクセスするための諸要件、特に該当国・地域が TCSH からの具体的な除外の対象であってはならないとの要件について概説されています。

この ATO のガイダンスでは、第 2 の柱における TCSH の適用にあたって認められるデータソースについて取り上げた独立したセクションを設けています。一般に、係るデータソースとは、適格 CbCR に由来する情報です。ルール第 8-35 条において「適格 CbCR (Qualified CbCR)」は、適格財務諸表(QFS: Qualified Financial Statements)を使用して特定の国・地域のために作成され提出された CbCR と定義されています。QFS とは、オーストラリアの第 2 の柱ルール第 8-70 条に示された基準を満たす計算書または明細書を指します。金額が適格 CbCR または QFS に由来する場合、それらの金額は報告された数値を直接反映しないければならず、明示的に認められた場合を除いて調整は認められないことが、ATO のガイダンスにおいて確認されています。

連結財務データを使用して作成された CbCR に関する ATO ウェブサイトのガイダンス

ATO ウェブサイトのガイダンスにおいて確認されているところによると、CbCR 報告親会社が連結納税グループの親事業体であり、CbCR の表 1 におけるそれぞれの国・地域について連結データが報告され、かつ当該連結アプローチが複数事業年度にわたり一貫して使用されている場合、国・地域レベルの連結財務データを使用して CbCR を作成することがオーストラリアにおいて認められます。

連結財務データを使用して作成された CbCR では、同じ国・地域における CbCR 報告居住者である事業体間のグループ内取引から生じた収入および費用項目が消去されます。

ガイダンスに述べられているところによると、オーストラリアの代わりに他の国・地域において CbCR を提出する外国本社の MNE も、提出先の国・地域が連結データの使用を認めている場合、国・地域レベルの連結データを使用して CbCR を作成することができます。ATO のガイダンスが規定するところでは、CbCR が提出先の国・地域の要件に従って連結の国・地域ベースで作成される場合における TCSH の目的上の QFS は、オーストラリアのルール第 8-70 条に概説されたその他全ての条件の遵守を前提として、該当国・地域について連結ベースで作成された財務諸表となります。

連結納税グループ内の取引に関する ATO ウェブサイトのガイダンス

ATO のガイダンスでは、オーストラリアの連結納税グループ内におけるハイブリッド型裁定取引の適用、および TCSH 関連の影響について取り上げています。具体的にこのガイダンスでは、CbCR が集計ベースで報告される場合において、オーストラリアの連結納税グループ(TCG: tax consolidated group)内で行われる特定の取引(グループ内の金融取引など)に関連して、第 8-120 条に基づく損益算入／益金不算入取引が生じるかどうかという問題を取り扱っています。係る取引が生じ得るのは、費用が借り手の個別適格財務諸表に反映される一方で、当該取引が单一事業体ルール(Single Entity Rule)に基づきオーストラリアの国内税の目的において無視されるゆえに、相手方の課税収入が取引期間全体にわたって同程度増加することが合理的に予想されないためです。

係る取引にハイブリッド型裁定取引ルールが適用された場合には、取引に関連する費用が除外されるため、MNE グループのオーストラリアにおける法人所得税引前の損益が改善し、結果として簡易実効税率(ETR: effective tax rate)テストにおいて ETR が低下する可能性があります。

MNE グループの CbCR が国・地域レベルの連結データを使用して作成される場合、TCG のメンバー間のグループ内取引に関連する費用(または収入)は発生しないと ATO は確認しています。よって、こうした状況においてはハイブリッド型裁定取引ルールが実務上作用することはないとと思われます。

ATO は上記の技術的ポジションを取る一方で、以下の場合においては、グループ内の金融取引に対する第 8-120 条(およびその結果として第 8-110 条)の適用のテストに、コンプライアンスのリソースを利用しない予定です。

- MNE グループがオーストラリアの適格 CbCR を集計ベースで作成している。
- 投資家による信用供与または投資を伴うグループ内取引がオーストラリアの TCG または複数エントリー連結(MEC: multiple entry consolidated)グループのメンバー間で行われ、適格財務諸表における費用を生じさせている。
- 適格 CbCR において、当該事業年度のオーストラリアにおける法人所得税引前の損益に対してグループ内の金融取引が及ぼした正味の影響は、適格 CbCR が当該国・地域について連結データを使用して作成され提出された場合に及ぼしたと思われる正味の影響と同じである。

提案されたこのコンプライアンスアプローチは歓迎すべきものです。上記のような取引の結果として簡易 ETR テストが満たされなくなった場合に生じ得る不要なコンプライアンス負担が、このアプローチによって排除されると思われます。

コンサルテーションのために公表済みの、オーストラリアの第 2 の柱申告の免除に関する LI 草案 2025/D17

2025 年 8 月 27 日、ATO は LI 草案 2025/D17 課税執行(オーストラリア IIR/UTPR 税務申告書およびオーストラリア DMT 税務申告書の提出要件の免除)規定 2025 を公表しました。

この LI 草案は特定の種類の事業体による DMTR および AIUTR の提出の免除について概説しており、特にオーストラリアの第 2 の柱ルールにおいて報告する負債が常にゼロと思われる事業体における不必要的コンプライアンスの軽減を目的としています。ただし、係る事業体による GIR の提出(国内提出が要求される場合)はこの LI によって免除されず、また海外の国・地域で GIR が提出された場合における外国申告通知も免除されません。

DMTR の提出の免除カテゴリーには、TCG または MEC グループの特定の子会社メンバー、GloBE 上オーストラリア国内に立地していない事業体(オーストラリアで創設された無国籍構成事業体、またはオーストラリア国内に立地している GloBE 恒久的施設の GloBE 主要事業体を除く)、特定の GloBE 証券化事業体、およびオーストラリア DMT の租税負債を持つことのできない特定のフロースルー事業体が含まれます。AIUTR については、オーストラリア IIR の租税負債とオーストラリア UTPR の租税負債の両方が対象であることを踏まえ、事業体はこれら両方の負債が常にゼロと思われる特定の状況下においてのみ、特定の事業年度についての提出を免除されます。

以下の事業体はオーストラリア IIR の租税負債を持つことができず、したがって AIUTR の提出を免除される可能性があります。

- 親事業体でない事業体(すなわち、他の事業体の所有持分を保有していない事業体)。
- GloBE 上オーストラリア国内に立地していない親事業体。
- GloBE 上オーストラリア国内に立地しているが、GloBE 上オーストラリア国内に立地している他の事業体または GloBE ジョイントベンチャーの所有持分のみを保有している親事業体。
- GloBE 上オーストラリア国内に立地しているが、より上位の親事業体が適格 IIR の適用を要求されているために、ゼロを上回るオーストラリア IIR の負債を持つことができない親事業体。

ただし、これらの事業体が免除の恩恵を受けるためには、同時に以下の UTPR 免除カテゴリーのいずれかにも該当していかなければなりません。

- TCG または MEC グループの特定の子会社メンバー。
- GloBE 上オーストラリア国内に立地していない事業体(オーストラリア国内に立地している GloBE 恒久的施設の GloBE 主要事業体を除く)。
- 適格 IIR または移行期 UTPR セーフハーバーの適用により、オーストラリア UTPR の租税負債がゼロと思われる事業体。
- 特定の GloBE 投資事業体、保険投資事業体、および GloBE 証券化事業体。

コンサルテーションは 2025 年 9 月 24 日に締め切られました。ATO は提出されたコメントを検討し、LI の最終決定の作業を行っています。最終版は、公表され次第、連邦法律官報に掲載される予定です。

PS LA 2005/2 の更新により盛り込まれた、第 2 の柱における記録保持要件

ATO は PS LA 2005/2 を更新し、ミニマム税法(IIR、UTPR および DMT を含む)の対象となる事業体における記録保持の義務に関するガイダンスを盛り込みました。これにより事業体は、全ての関連する取引、選択、計算、および決定が英語で明確に文書化され容易にアクセス可能な状態にあることを確実にする包括的な記録を 8 年以上保持しなければならないこととなりました。

これらの記録保持要件を遵守しなかった場合には重大なペナルティが課される可能性があります。また、不十分な記録保持が不正確な税務申告につながった場合には、ATO から追加的なペナルティが課される可能性があります。ただし、事業体が真摯(しんし)に遵守に努めてきた場合や、事業体にとって制御不能な状況により記録が消失または損壊したものの再構築済みである場合に、ATO はペナルティを軽減する裁量を有しています。

これらの更新により、新たなミニマム税制の影響を受ける全ての事業体において、堅牢な文書化および積極的なコンプライアンスの重要性が高まっています。

TR 2006/11 の更新により盛り込まれた、第 2 の柱に関する個別ルーリングおよびルーリング提供の却下

TR 2006/11 は個別ルーリングに関する更新されたガイダンスを提供し、

新たなミニマム税(IIR、UTPR および DMT を含む)の規定を盛り込んでいます。納税者は一般に自社の状況に対するこれらのルールの適用方法に関して個別ルーリングを求めるができるものの、ATO は特定の場合においてルーリングを却下する可能性があります。

具体的には、申請が外国税法の解釈を伴う場合、仮説的もしくは不完全な事実に依拠している場合、または進展中の OECD ガイダンスや国際的ガイダンスの対象となる事項に関連している場合に、税務長官は個別ルーリングの発行を却下する可能性があります。

例としては、政府が OECD ガイダンスをまだ国内法に組み込んでいないシナリオや、他の国・地域が当該国・地域自体のミニマム税制をどのように適用しているかの検討がルーリングにおいて求められるシナリオが挙げられます。

結果として納税者は、複雑なクロスボーダーのシナリオまたは不確実な第 2 の柱のシナリオにおいて、個別ルーリングを利用できない可能性があることを認識する必要があります。この ATO のアプローチにより、個別ルーリングが取得できない場合を鑑みて、IIR、UTPR および DMT に関する堅牢な文書化およびコンプライアンスのプロセスを維持することの重要性が高まっています。

コンサルテーションのために公表済みの、課税(多国籍—グローバルおよび国内ミニマム税)改正(2025 Measures No. 1)ルール 2025(改正ルール)

2025 年 10 月 27 日、オーストラリア財務省は、政府の定期的なルール更新の一環としての改正ルールを立法文書草案の形で公表しました。当該の説明文書(ES: Explanatory Statement)によると、これらの小規模な定期的変更および将来の小規模な変更は、OECD モデルルールとの一貫性を維持することや、OECD/GloBE の枠組みにおけるオーストラリアの「適格(qualified)」区分を確実に達成および維持することを目的としています。

この改正には以下が含まれます。

- 株式投資に関する特定の会計上の利得、利益、および損失を GloBE 所得に合算することを可能にする株式投資合算選択(Equity Investment Inclusion Election)の導入。またこの変更では、具体的な投資構造へのより適合性の高いアプローチを反映する形で、適格フロースルー所有持分の事例および比例償却法の事例に関する修正された取り扱いも導入される。
- 証券化事業体が UTPR トップアップ税の対象となる可能性のある限定的な状況に関する説明、および UTPR トップアップ税の租税負債の配分にあたって証券化事業体の従業員と有形資産価値の両方が適切に考慮されることの確実化。
- OECD モデルルールとの用語の整合性を高めるための、DMT ルールの小規模な技術的修正(「オーストラリアの最終源泉徴収税」への言及を単なる「源泉徴収税」に置換など)。
- 規制対象の相互保険会社が、具体的な要件を満たすことを条件として、税務上透明な取り扱いを選択できることの明確化。

立法文書草案に関するコンサルテーションは 2025 年 11 月 21 日に締め切られました。立法文書は連邦法律官報への掲載の翌日に発効する予定です。これら全ての変更是、OECD の協調的アプローチのとおり、2024 年 1 月 1 日以降を対象として遡及(そきゅう)的に適用されます。

連邦法律官報に掲載された、課税(多国籍—グローバルおよび国内ミニマム税)(適格 GloBE 税)規定 2025

適格 GloBE 税規定は、2025 年 8 月 26 日に連邦法律官報に掲載され、2025 年 8 月 27 日に議会に提出されました。この規定には、適格 IIR および適格 DMT(QDMTT: Qualified DMT)を有する国・地域、ならびに適格 QDMTT セーフハーバー区分の QDMTT を有する国・地域が示されています。

この適格区分の識別は、第 2 の柱ルールが適用される順序を決定するためには重要です。例えば、QDMTT セーフハーバー区分を有する国・地域の場合、これらのルールの下で他の国におけるトップアップ税額をゼロとみなすことにより、他の国・地域の IIR または UTPR の適用が停止されます。これは、当該 MNE グループにおいて、QDMTT セーフハーバーの国・地域に関する単一の計算のみが必要とされることを意味します。

この規定は、自己認証に基づく移行期適格区分(全面的な OECD ピアレビューは保留中)を有する国・地域を掲載した、OECD の移行期適格区分を有する中央立法記録(Central Record of Legislation with Transitional Qualified Status)との整合を意図しています。

この規定は定期的に更新され、OECD の中央記録に基づく新たな国・地域が追加されると予想されます。

オーストラリアにおける最初の第 2 の柱申告期限は 2026 年 6 月 30 日—今すぐ行動を！

PCG 2025/4 および更新された ATO ガイダンスが導入されたことで、オーストラリアにおける第 2 の柱ルールの執行は大きな一步を踏み出しました。MNE グループは新たなコンプライアンス義務、厳格さを増した記録保持基準、および移行期ペナルティ制度に直面しています。

また ATO は、追加的なガイダンスの公表、情報共有セッション、および必要とされるコンプライアンスインフラ(新たなフォームやガイダンスを含む)の構築を通じて、ステークホルダーとの関与を引き続き強化していく方針を示しています。

効果的な対応のために、MNE グループは第 2 の柱のコンプライアンスに対する体系的なアプローチを採用しなければなりません。係るアプローチは、オーストラリアおよびグローバルの自社業務に当該ルールがどのように適用されるかについての包括的な評価から始まり、複雑性およびリスクの軽減のために利用可能な免除やセーフハーバー規定の識別へと進みます。コンプライアンスのプロセスおよび記録保持のシステムが堅牢であること、テクノロジーに対応していること、および ATO の期待水準を満たしていることの確認も同様に重要です。

組織は今すぐ行動を起こすことにより、第 2 の柱のコンプライアンスを、規制上の負担から、システム、プロセス、ガバナンスの改善の機会へと転換することができます。

EY によるサポート

EY の BEPS 第 2 の柱アドバイザーチームはさまざまな側面から貴社をサポートします。

- 来たるコンプライアンス義務への備えを推進(EY GloBE Engine を用いた、GloBE 情報申告書ならびにオーストラリアのグローバルおよび国内ミニマム税統合申告書の作成、レビュー、提出を含む)
- 貴社のデータ利用可能性、システムおよびプロセスの現状評価の実施を通じて、第 2 の柱におけるコンプライアンスのニーズを満たすテクノロジーの導入および税務プロセスの再設計を支援
- 貴社のグローバルな第 2 の柱のコンプライアンス義務を監視・追跡するコンプライアンスカレンダーを確立し、継続的に管理
- 国内とグループ両方の財務諸表における財務報告上の影響の把握を通じて、貴社の報告と最新の規制要件との間の整合性を確保
- オーストラリアの第 2 の柱ルールに関する技術的な助言や、それらのルールとオーストラリアの国内法人所得税法の相互関係に関する指針を提供
- 適切な準備および新たな要件の理解のため、貴社の社内税務チームやその他の重要なステークホルダーのニーズに合わせた教育訓練セッションを実施
- 第 2 の柱が貴社の営業上の取り決め、取引、M&A 活動に及ぼす影響の検討を通じて、潜在的なリスクおよび機会の管理を支援
- コンプライアンスまたは執行上の課題への対処のため、ATO との早い段階における直接的な関与を支援
- 貴社の組織に関連する第 2 の柱の具体的な事項について、ATO からの拘束力のある個別ルーリングの取得プロセスを支援
- 貴社のグループ事業体全体にわたって第 2 の柱の税額の再請求を推進する税金拠出契約(tax funding agreement)を策定

詳細については、以下の EY アドバイザーまでお問い合わせください。

EY 税理士法人

tax.marketing@jp.ey.com

戸崎 隆太
パートナー

関谷 浩一
アソシエートパートナー

榎本 竜也
シニアマネージャー

ジャパン・ビジネス・サービス

Patrick Giles-Jones
Oceania Leader
Partner, Transfer Pricing

Michael Hennessey
JBS Tax Leader
Partner, Tax

EY | Building a better working world

EY は、クライアント、EY のメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EY のチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EY のチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150 以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EY のメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EY について詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY 税理士法人について

EY 税理士法人は、EY メンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、ey.com/ja_jp/about-us/ey-tax をご覧ください。

© 2025 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

EYSCORE 009911-25-AUNZ

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 税理士法人および他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。また、著作権について記事、写真、表、図面、グラフなど、本書で提供されるあらゆる形のコンテンツの一部または全部を著作権法第 30 条に規定する私的使用以外の目的で複製することはできません。

ey.com/ja_jp

本書は「EY Tax Alert - Australia publishes Pillar Two compliance and administrative guidance - First returns due by 30 June 2026 - December 2025」を翻訳したものです。英語版と本書の内容が異なる場合は、英語版が優先するものとします。

ey.com